

保険業法の一部を改正する法律案参照条文

目次

○ 保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）	1
○ 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）（抄）	7
○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）（抄）	7
○ 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）（抄）	8

○ 保険業法（平成七年法律第五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「保険業」とは、人の生存又は死亡に關し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を收受する保険、一定の偶然的事故によつて生ずるものを除く。）をいう。

一 他の法律に特別の規定のあるもの

二 次に掲げるもの

イ 地方公共団体がその住民を相手方として行うもの

ロ 一の会社等（会社（外国会社を含む。以下この号において同じ。）が構成する団体がその役員若しくは使用人又はこれらの者の親族（政令で定める者に限る。）役員又は使用人であつた者を含む。以下この号において同じ。）が構成する団体がその役員若しくは使用人又はこれらの者の親族（政令で定める者に限る。）以下この号において同じ。）を相手方として行うもの

ハ 一の労働組合がその組合員（組合員であつた者を含む。）又はその親族を相手方として行うもの

ニ 一の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）又はその学生が構成する団体がその学生又は生徒を相手方として行うもの

ホ 一の地縁による団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体であつて、同条第二項各号に掲げる要件に該当するものをいう。）がその構成員を相手方として行うもの

ト イからへまでに掲げるものに準ずるものとして政令で定めるものを（政令で定めるものを除く。）

三 政令で定める人数以下の者を相手方とするもの（政令で定めるものを除く。）

2 この法律において「保険会社」とは、第三条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて保険業を行う者をいう。

3 この法律において「外国保険会社等」とは、外国保険業者のうち第百八十五条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

7 この法律において「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

128 この法律において「持株会社」とは、保険会社を子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九條第四項第一号（持株会社）に規定する持株会社をいう。以下同じ。）であつて、第二百七十一条の十八第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

1613 この法律において「損害保険代理店」とは、損害保険会社の委託を受け、又は当該委託を受けた者の再委託を受けて、その損害保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者（法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）で、その損害保険会社の役員又は使用人でないものをいう。

2117 この法律において「保険募集人」とは、生命保険募集人、損害保険募集人又は少額短期保険募集人をいう。

242322 この法律において「所屬保険会社等」とは、生命保険募集人、損害保険募集人又は少額短期保険募集人が保険募集を行う保険契約の保険者となるべき保険会社（外国保険会社等を含む。）又は少額短期保険業者をいう。

272625 この法律において「保険募集」とは、保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいう。

42 この法律において「業務の範囲等」

第九十七條 保険会社は、第三条第二項の免許の種類に從い、保険の引受けを行うことができる。

保険会社は、保険料として收受した金銭その他の資産の運用を行うには、有価証券の取得その他の内閣府令で定める方法によらなければならない。

第九十八條 保險会社は、第九十七條の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。
（一）他の保險会社（外国保險業者を含む。）の、少額短期保險業者、船主相互保險組合（船主相互保險組合法（昭和二十五年法律第七十七号）第二条第一項（定義）に規定する船主相互保險組合をいう。）その他金融業者を行う者の業務の代理又は事務の代行（内閣府令で定めるものに限る。）

二 國債、地方債若しくは政府保証債（以下この号において「國債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る國債等の募集の取扱い

三 金銭債権の譲渡性預金証書その他の内閣府令で定める証書をもって表示されるものを含む。）の取得又は譲渡（資産の運用のために行うものを除く。）

四 第二章第七節第一款（指図証券）に規定する指図証券、同節第二款（記名式所持人証）に規定する記名式所持人証、同節第三款（その他の記名証券）に規定するその他の記名証券及び同節第四款（無記名証券）に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第一項（定義）に規定する他の電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。以下この号において同じ。）その他特定社債に準ずる有価証券として内閣府令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

五 有価証券（第四号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の私募の取扱い

六 デリバティブ取引（資産の運用のために行うもの及び有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）次号において同じ。）であつて内閣府令で定めるもの（第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）

七 金利、通貨の価格、商品の価格、国際協力削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第七十七号）第二条第八項（定義）に規定する国際協力削減量の価格、商品の価格、国際協力の削減量）次号第二項第四号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定められたもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち保險会社の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（資産の運用のために行うもの並びに第四号及び第六号に掲げる業務に該当するものを除く。）

八 金融等デリバティブ取引（金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第七号に掲げる業務に該当するものを除く。）及び内閣府令で定めるものを除く。）次号において同じ。）（資産の運用のために行うもの及び短期社債等）の媒介、取次ぎ又は代理

九 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第四号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等）以外のもの（当該有価証券の媒介、取次ぎ又は代理）差金の授受によつて決済されるものに限り、次号において同じ。）（資産の運用のために行うものを除く。）

十 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券の媒介、取次ぎ又は代理）差金の授受によつて決済されるものに限り、次号において同じ。）（資産の運用のために行うものを除く。）

十一 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること

十二 約の使用期間において、リース物件の使用期間の満了の時に譲渡するとしてした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと

十三 前号に掲げる業務の代理又は媒介

十四 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該保險会社の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該保險会社の行う保險業務の高度化又は当該保險会社の利用者の利便の向上に資するもの

十五 当該保險会社の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該保險会社の行う保險業務に係る経営資源を主として活用して行う業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの

十六 約の締結について認可を受ける場合を除き、その内容を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、当該保險会社の子会社その他当該保險会社と内閣府令で定める密接な関係を有する者に係る当該業務を行うときは、あらかじめ、その旨及びその内容を内閣総理大臣に届け出ることをもって足りる。

十七 第一項第三号の「政府保証債」とは、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

十八 第一項第四号に掲げる業務には同号に規定する証書をもって表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第四号の三に掲げる業務には短

十九 第一項第三号の「政府保証債」とは、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

二十 第一項第四号に掲げる業務には同号に規定する証書をもって表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第四号の三に掲げる業務には短

の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十一條第十項	第七條第三項の登録の更新がされなかった場合、第四十四條第一項の規定により第三條の免許が取り消された場合、第四十五條第一項の規定により第七條第一項の登録が取り消された場合若しくは第四十六條第一項の規定により第三條の免許若しくは第七條第一項の登録	保険業法第百三十三條若しくは第百三十四條の規定により同法第三條第一項の免許が取り消された場合若しくは同法第二百七十三條の規定により同法第三條第一項の免許
第四十二條第二項	録 第十七條から第十九條までの届出若しくは措置若しくは当該	当該
第四十九條第一項	第七條第三項の登録の更新をしなかった場合、第四十四條第一項の規定により第三條の免許を取り消した場合は、第四十五條第一項の規定により第七條第一項の登録	保険業法第百三十三條又は第百三十四條の規定により同法第三條第一項の免許

9 生命保険会社が第三項の規定により引き受ける信託契約の締結の代理又は媒介を第三者に委託する場合には、生命保険会社を信託会社とみなして信託業法第二條第八項（定義）及び第五章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同章中「所属信託会社」とあるのは「所属生命保険会社」と、同法第七十八條第一項中「第三十四條第一項」とあるのは「保険業法第百十一條第一項及び第二項」とする。

10 第三項の規定により保険金信託業務を行う生命保険会社は、当該保険金信託業務については、租税に関する法令で政令で定めるものの適用については、政令で定めるところにより、信託会社とみなす。

（顧客の利益の保護のための体制整備）

2 第百條の二の二（略）

3 第一項の「子金融機関等」とは、保険会社が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該保険会社と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、保険会社、銀行、金融商品取引業者その他政令で定める金融業を行う者をいう。

（特定関係者との間の取引等）

第百條の三 保険会社は、その特定関係者（当該保険会社の子会社、当該保険会社の保険主要株主、当該保険会社を子会社とする保険持株会社、当該保険持株会社の子会社（当該保険会社を除く。）その他の当該保険会社と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）又はその特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引若しくは行為をすることにつき内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合において内閣総理大臣の承認を受けたとき、又は当該保険会社を子会社とする保険持株会社（他の保険会社又は保険持株会社の子会社でないものに限る。）の子会社（当該保険会社以外の保険会社に限る。）との間で当該取引若しくは行為を行う場合において当該保険会社の経営の健全性を損なうおそれがないことその他の内閣府令で定める要件を満たすものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 当該特定関係者との間で当該取引若しくは行為を行う場合において、当該特定関係者の顧客との間で当該取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれのあるものとして内閣府令で定める取引又は行為

（業務の停止等）

第百三十二條 内閣総理大臣は、保険会社の業務若しくは財産又は保険会社及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該保険会社に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該保険会社の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該保険会社の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

2 （略）

（顧客の利益の保護のための体制整備）

第百九十三條の二（略）

2 前項の「親金融機関等」とは、外国保険会社等の総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該外国保険会社等と密接な関係を有する者として政令

（顧客の利益の保護のための体制整備）

第二百七十一條の二十一の三（略）

2 前項の「親金融機関等」とは、保険持株会社の総株主の議決権の過半数を保有している者その他の当該保険持株会社と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、保険会社、銀行、金融商品取引業者その他政令で定める金融業を行う者をいう。

3 第一項の「子金融機関等」とは、保険持株会社が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該保険持株会社と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、保険会社（当該保険持株会社の子会社である保険会社を除く。）、銀行、金融商品取引業者その他政令で定める金融業を行う者をいう。

（一の保険契約者に係る保険金額等）

第二百七十二條の十三（略）

2 第二百二十二條の二第一項、第四百條の三及び第四百條の四の規定は、少額短期保険業者について準用する。この場合において、第四百條の三中「保険主要株主」とあるのは「第二百七十二條の三十四第一項に規定する少額短期保険主要株主」と、

3 「持株会社」と読み替えるものとする。

（略）

第二百七十二條の三十七（略）

2 少額短期保険持株会社（少額短期保険業者を子会社とする持株会社であつて、第二百七十二條の三十五第一項各号に掲げる取引若しくは行為について保有者となる承認を受け、同項の承認を受けて設立され、又は同条第三項ただし書の承認を受けているものをいう。以下同じ。）は、外国の法令に準拠して設立されたものを除き、株式会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならぬ。

一 取締役会
二 監査役会、監査等委員会又は指名委員会等
三 会計監査人

（登録）

第二百七十六條 特定保険募集人（生命保険募集人、損害保険代理店又は少額短期保険募集人を除く。）をいう。以下同じ。）は、この法律の定めるところにより、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

（変更等の届出等）

第二百九十條 保険仲立人が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第二百八十七條第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき 当該変更に係る保険仲立人

二 保険募集の業務を廃止したとき 保険仲立人であつた個人又は保険仲立人であつた法人を代表する役員

三 保険仲立人である個人が死亡したとき その相続人

四 保険仲立人である法人について破産手続開始の決定があつたとき その破産管財人

五 保険仲立人である法人が合併（法人でない財団又は財団にあつては、合併に相当する行為。次号において同じ。）により消滅したとき その法人を代表する役員であつた者

六 保険仲立人である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散（法人でない財団又は財団にあつては、解散に相当する行為）をしたとき その清算人（法人でない財団又は財団にあつては、その代表者又は管理人であつた者）

七 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二條（登録）の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六條第一項（変更登録等）の変更登録（保険媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき 当該登録又は変更登録を受けた者

内閣総理大臣は、前項第一号に係る同項の届出を受理したときは、届出があつた事項を保険仲立人登録簿に登録しなければならぬ。

2 保険仲立人が第一項第二号から第七号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該保険仲立人の登録は、その効力を失ふ。

（業務運営に関する措置）

第二百九十四條の三（略）

2 保険仲立人は、保険募集の業務に関し、この法律又は他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、内閣府令で定めるところにより、保険募集の業務に係る重

要な事項の顧客への説明、保険募集の業務に關して取得した顧客に關する情報の適正な取扱い、保険募集の業務の確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。保険募集の業務を第三者に委託する場合における当該保険募集の業務の確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

（保険契約の締結等に関する禁止行為）

- 第三百条 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結、保険募集又は自ら締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に關して、次に掲げる行為（自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に關しては同号に規定する保険契約の契約のうちに被保険者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為及び第九号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。ただし、第二百九十四条第一項ただし書に規定する保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合における第一号に規定する保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為については、この限りでない。
- 一 保険契約者又は被保険者に対して、虚偽のことを告げ、又は保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為
- 二 保険契約者又は被保険者が保険会社等又は外国保険会社等に対して重要な事項につき虚偽のことを告げることを勧める行為
- 三 保険契約者又は被保険者が保険会社等又は外国保険会社等に対して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことを勧める行為
- 四 保険契約者又は被保険者に対して、不利益となるべき事実を告げずに、既に成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて既に成立している保険契約を消滅させる行為
- 五 略
- 六 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、一の保険契約の契約内容につき他の保険契約の契約内容と比較した事項であつて誤解させるおそれのあるものを告げ、又は表示する行為
- 七 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、将来における契約者配当又は社員に対する剰余金の分配その他将来における金額が不確実な事項として内閣府令で定めるものについて、断定的判断を示し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げ、若しくは表示する行為
- 八 略
- 九 前各号に定めるもののほか、保険契約者等の保護に欠けるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為
- 二 前項第五号の規定は、保険会社等又は外国保険会社等が第四条第二項各号、第八十七条第三項各号又は第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類に基づいて行う場合には、適用しない。

○ 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）（抄）

（共済契約）

- 第十二条の二 共済事業を行う組合は、他の組合その他政令で定める者以外の者に対して、その組合のために行う共済契約の締結の代理又は媒介の業務を委託してはならない。ただし、責任共済の契約及びこれに類する共済契約であつて厚生労働省令で定めるものの締結の代理又は媒介の業務については、この限りでない。
- 二 前項の政令で定める者は、共済契約者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者（以下「共済契約者等」という。）の保護に欠けるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合に限り、他の法律の規定にかかわらず、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行うことができる。
- 三 略

○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）

（保険業法等の準用）

- 第九条の七の五 略
- 二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）（特定投資家）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は共済事業を行う協同組合が行う特定共済契約（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれ（当該共済契約が締結されることにより利用者の支払うことと

第二百八十三條第四項	媒介（損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人にあつては、保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合として内閣府令で定める場合に限る。）	媒介（損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人を含む。）であつて、当該認可特定保険業者又は管理者又は管理人の定めのあるものを含む。）であつて、当該認可特定保険業者の社員若しくは使用人でないものをいう。）	認可特定保険業者の社員若しくは	及び監事	保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。）附則第四条第一項において準用する第二百七十二條の二十一第一項の届出がなされた保険代理店（認可特定保険業者の委託を受けて、当該認可特定保険業者のために保険募集を行う者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であつて、当該認可特定保険業者の社員又は役員若しくは使用人でないものをいう。）	第一項の規定は、 妨げない	第一項 名称 主務省令 又は保険募集	行為	重要事項	主務省令 子会社等（平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する保険業法第二百三十二條第一項に規定する子会社等
第二百八十三條第五項	第一項及び第三項	第一項								
第二百九十四條第三項第一号	内閣府令	名称又は氏名	主務省令							
第二百九十四條第三項第三号	、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為（自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に関する第一号に掲げる行為（被保険者に対するものに限る。）に限り、次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関しては同号に規定する保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為及び第九号に掲げる行為を除く。）									
第二百九十四條第一項	保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項									
第二百八十三條第一項第一号	内閣府令									
第二百八十三條第七号	特定関係者（第百条の三（第二百七十二條の十三第二項において準用する場合を含む。第三百一条において同じ。）に規定する特定関係者及び第百九十四條に規定する特殊関係者のうち、									
第二百八十三條第八号	び第百九十四條に規定する特殊関係者のうち、									
第二百七十五條第一項第二号	損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。以下この編において同じ。）の 並びに監査役、監査等委員及び監査委員 次条の登録を受けた損害保険代理店									

第三百条第一項第九号	内閣府令	主務省令
第三百条第二項	第四条第二項各号、第百八十七条第三項各号又は第二百七十二条の二第二項各号	平成十七年改正法附則第二条第三項各号（第五号を除く。）
第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項	内閣府令	主務省令
第三百十五条第八号	第三百条第一項	第三百条第一項（平成十七年改正法附則第四条の二において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）
第三百十七条の二第四号	第二百七十五条第一項各号	第二百七十五条第一項第二号（平成十七年改正法附則第四条の二において準用する場合を含む。）
第三百十七条の二第七号	第三百条第一項	第三百条第一項（平成十七年改正法附則第四条の二において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）
第三百二十一条第一項第一号	第三百十五条第三号から第五号まで、第八号若しくは第九号	第三百十五条第八号（平成十七年改正法附則第四条の二において準用する場合を含む。）
第三百二十一条第一項第四号	第二号を除く	第二号を除き、平成十七年改正法附則第四条の二において準用する場合を含む